

# 博士学位論文審査要旨

2016年1月15日

論文題目： 日本人の景観認識と景観政策

学位申請者： 土岐 寛

審査委員：

主査： 総合政策科学研究科 教授 今川 晃

副査： 総合政策科学研究科 教授 新川 達郎

副査： 総合政策科学研究科 教授 山谷 清志

要 旨：

本論文は、日本人の景観認識と景観政策について、ヨーロッパ諸都市と比較しつつ、行政学や地方自治論の視点に限定することなく、都市計画、都市社会学、歴史学、文学等の広範囲な学際的な観点から分析し、これからの日本の景観政策のあり方を展望した意欲的な研究である。研究にあたっては、都市景観に関する戦前戦後の代表的な研究者や発言者の思想と主張を分析し、この分析を前提に、日本の都市や農村の風景観の考察を展開する。さらに、景観の公的規制や自己規制について、それを支える社会意識にまで論及している。

第1章では、日本人の景観認識の特徴と課題について整理し、本論文の構成について説明している。第2章では、明治期以降の都市景観に関する代表的な研究者や発言者の思想や主張の考察を行っている。第3章では、第2章の考察を基盤に、日本人の自然観、風景観、さらには居住観を歴史的に分析し、集落や都市形成にどのように反映されているかについて論究している。第4章では、日本の近代化と都市景観を中心に、ヨーロッパでは近代化と過去との間に連続性が見られるが、日本は過去との決別をしている点について、考察を深める。さらに第5章では日本における景観政策の現状と課題について、各地の実証分析をもとに論じている。こうして、今後の景観政策のあり方を考えるために、その前提として第6章では、都市景観に関する市民意識の動向を分析する。第7章では、景観訴訟と景観権確立の可能性を探り、終章において、美しい都市生活空間で暮らすことの意味を確認しつつ、あるべき基準や規範について整理し、展望を述べている。そこでは、近景や生活景、街並みに対する考え方、公的規制のあり方等、具体的な提言がなされている。

あえて本研究の課題を指摘するとすれば、経済成長や経済生活の論点からの分析が不足していたこと、ヨーロッパ諸都市との比較の視点が含まれているものの日本の視点に偏りすぎていることがあげられる。しかしながら、本研究は、いわゆる文系、理系の多様な学問分野からの総合的なアプローチがなされた労作として評価できるものであるとともに、今後の日本の景観政策形成に資するところが大きいと言えるものである。よって、本論文は、博士（政策科学）（同志社大学）の学位論文として十分な価値を有するものと認められる。

## 学力確認結果の要旨

2016年1月15日

論文題目： 日本人の景観認識と景観政策

学位申請者： 土岐 寛

審査委員：

主査： 総合政策科学研究科 教授 今川 晃

副査： 総合政策科学研究科 教授 新川 達郎

副査： 総合政策科学研究科 教授 山谷 清志

要 旨：

学位申請者に対する総合試験は、2016年1月15日午前10時より約70分間にわたり、学位申請者による報告の後、口頭試問の形式によって行われた。口頭試問においては、副査から景観政策や景観規制等に関して、政策学、政治学、行政学の観点から質問があったが、学位申請者はこれらに関して的確に答えた。語学試験については、20年以上にわたるヨーロッパ諸都市の景観調査を基盤に日本の景観政策を論じている点や景観政策に関しての英語論文を発表している点から判断して、英語の運用能力が十分であることを確認した。

以上のことから、本学位申請者の専門分野に関する学力ならびに語学力は十分なものであると認める。

# 博士學位論文要旨

論文題目： 日本人の景観認識と景観政策

氏名： 土岐 寛

要旨：

日本の都市は一部地域を除いて、電線電柱や派手な屋外広告物、そで看板、垂れ幕、不ぞろいな建築物、放置自転車、自動販売機など、ヨーロッパ諸都市等に比べて都市景観の秩序と美的調和の面で問題を抱えている。

都市機能の高度化が目覚ましい日本で、都市景観が依然として貧弱な根本的原因と背景はどのようなものなのか。そこには日本の風土や日本人の自然観、風景・景観認識、集落・都市形成過程、公共空間の認識と評価等が大きく関わっていると考えられる。同時にそれらが景観行政、景観政策の主たる規定要因となっていることも疑い得ない。それらの問題をヨーロッパ諸都市等との比較的視点から考察し、あるべき日本の景観政策を考察することが本研究の目的である。

ワルシャワやミュンヘンやドレスデンなどが戦禍で徹底的に破壊されたにもかかわらず、想像もできない努力と費用と歳月をかけて元の姿に復元したのはなぜか。それらの都市は長い歴史を経て形成された都市空間に誇りを持ち、それが市民の精神的基盤となっていたから、元の姿に復元しなければならなかった。そうでなければ、ワルシャワやミュンヘンやドレスデンではなくなるからである。人間と同様に都市も記憶が継続されなくてはならない。ヨーロッパ諸都市にはそうした歴史の厚みや記憶の重層性、過去と現在のつながりが看取される。それらが景観に反映している。景観認識が共有され、蓄積されて、文化そのものとなっている。

対して日本は破壊された都市を元の姿に再生させることはほとんどない。より機能的、効率的な施設、建築に更新し、振り返ることをしない。それはなぜだろうか。江戸時代以前には京都の町家や日本各地の宿場町、城下町・武家町、商家町、門前町、茶屋町などに見られるような建築物の高さや様式、色彩、配置などを含めて、美的に調和した都市景観が存在した。多くの西欧人が賞賛した“美しい日本”である。これらのうち保存、修景されて残ったものの一部が今日の伝統的建造物群保存地区となっている。明治以降に形成された都市景観にはどのような特質、問題点があったのだろうか。

これまで都市景観、景観政策に関する研究は、都市計画、都市工学、建築学、建築史など理系分野の専門家、研究者による研究がほとんどだった。社会科学では、地理学や都市社会学などの一部に止まっている。最近の景観をめぐるトラブルや訴訟の頻発で民法や行政法、地方自治の研究者も関心を示しているが、まだ少数でしかない。

さらに大きな問題はそれらの研究が総合化されていないことである。都市景観、景観政策の問題が建築物やインフラのみならず、都市政策とそれを支える市民意識など都市生活全般に関わる総合的なものであることを考えれば、その研究も学際的、総合的であることが求められる。本研究では、理系研究者だけでなく、歴史家や社会学者、文学者、法学者による観察、考察をフォローし、総合的視点の確保に努めた。

以上のような問題状況と問題意識から、本研究では以下の構成で考察を進めた。

第1章「日本の都市景観の現況」

第2章「都市景観研究の軌跡」

第3章「日本人の自然観・風景観と集落・都市形成」

- 第4章「日本の近代化と都市景観」
- 第5章「日本における景観政策の現状と課題」
- 第6章「都市景観に関する市民意識の動向」
- 第7章「景観訴訟と景観権確立の可能性」
- 終章「都市生活と都市景観」

第1章「日本の都市景観の現況」では、現代の研究者、識者による日本の都市景観、街並みの評価とコメントを紹介し、問題状況を明らかにした。国も2003年の国土交通省「美しい国づくり政策大綱」で景観問題を初めて正面からとらえ、2004年の景観法に結実している。また、日本人の自然観と集落・都市形成、明治以降の近代化過程の特質、都市景観への共同感情の形成など第2章以降の考察のポイントを提示した。

第2章「都市景観研究の軌跡」では、都市景観に関する戦前戦後の代表的研究者・発言者として椽内吉胤（とちない・よしたね、ジャーナリスト）、黒田鵬心（美術評論家）、石川栄耀（都市計画官僚）、芦原義信（建築家）、西山卯三（建築家）、大谷幸夫（建築家）、田村明（建築家・行政マン）、中村良夫（景観工学）、内田芳明（社会思想史研究）、加藤周一（評論家）の10名を選び、思想と主張を検討した。

第3章「日本人の自然観・風景観と集落・都市形成」では、日本人の自然観と風景観、住居観を歴史的に考察し、それが集落・都市形成にどのように反映しているかを考察した。島国で温和な気候の日本では、山の幸と水に恵まれ、農耕適地である“山の辺”が集落形成の基本型となり、それが都市形成にも深く影響した。都市と農村の境界が鮮明でなく、「都市農村混合型」が一般化し、ヨーロッパのような都市世界と“市民”の形成に向かわなかった。都市計画やグランドデザインがなく、自然発生的に都市が肥大し、都市景観への共同感情が育成されなかった。

第4章「日本の近代化と都市景観」では、明治以降の日本の近代化が都市形成・都市景観にどのような影響をもたらしたかを考えた。アメリカ、フランスを見聞した作家の永井荷風などはどう考えていたのか。オスマンのパリ大改造におけるナポレオン三世のように都市の美観を重視した権力者が日本にはいなかったが、彼に類似するリーダーはいたのか。台湾・満州でパリ大改造に匹敵する都市づくりを指導した後藤新平は、日本ではどうだったのか。東京・丸の内などにはどのような推移があったのか。それらを検証し、都市景観と権力、行政のあり方を考えた。

第5章「日本における景観政策の現状と課題」では、景観法以前と以後の自治体景観政策を整理概観した。日本では景観に関する公的規制が弱かったが、景観法制定後は景観問題をまちづくり全体の中で議論し、景観法に用意された種々の仕組みを活用して改善を図る可能性が強まっている。同時に市民と行政の協働がキーワードのひとつとなっている。自治体が景観行政団体になり、さらにNPOや市民団体が景観整備機構として認定されれば、景観計画の策定や景観政策への市民参加拡大の道が開かれている。

つづいて現在、日本で最も厳しい景観政策を実施している京都市をはじめ、重要伝統的建造物群保存地区を核に独自の景観政策を展開している広島県竹原市、愛媛県内子町、妻籠宿、海野宿、大内宿、長崎市を調査に基づき、考察した。さらに、地域の歴史文化を検証、洗練し、まちづくりに投影している長野県小布施町、ユニークな美的基準を設定して景観政策を展開している真鶴市を取り上げた。

第6章「都市景観に関する市民意識の動向」では、景観に関して全国調査を行った数少ない事例である国土交通省「国土交通行政インターネットモニターアンケート調査」と、財団法人中部開発センター「景観に関するアンケート意識調査」を事例に、全国的な市民意識の傾向や動向を

探った。とくに中部開発センターの調査は、首都圏、近畿圏、中部圏、全国と回答者を分類し、さらに外国人もアジア、欧州、北米、オセアニアなどに分類しており、比較研究上貴重なデータを提供している。そこから読み取れるものは多く、景観政策を展開する上で重要な課題と視点を提起していることを確認した。

第7章「景観訴訟と景観権確立の可能性」では、これまでの景観訴訟を振り返り、近年注目された東京都国立市国立大学通り景観訴訟と広島県鞆の浦景観訴訟から、景観利益の認定、景観権確立の動向について考察した。とりわけ前者 2006 年の最高裁判決で景観利益を法的保護の対象と認めたことは評価され、その後の下級審判決・決定に大きな影響をもたらしている。

終章「都市生活と都市景観」においては、美しい都市生活空間で暮らすことの意味を確認しつつ、あるべき基準や規範について整理し、展望を試みた。市民に身近な都市の近景や生活景、街並みに対する考え方、公的規制の必要性と範囲、整然とした街並みを実現している東京・銀座の“銀座ルール”、景観行政・景観政策の最終的責任の明確化、東京オリンピックと都市景観などについて考えた。

とくに、日本は景観を度外視すれば世界有数の住みよい都市社会になっているが、なぜ景観の向上という視点が不足しているのか。景観以外の価値基準を景観にも向ける発想の転換や「美しい都市に住む幸福」意識を共有するためには何が必要かを考察した。